

2005年3月28日

第17回コーデックス連絡協議会

委員各位 殿

農林水産省 山田消費・安全政策課長 殿

小川国際調整室長 殿

厚生労働省

梅田食品国際企画調整官 殿

コーデックス連絡協議会委員

日本消費者連盟 副代表運営委員

山浦康明

「意見書」

「コーデックス委員会バイオテクノロジー応用食品特別部会 CL 2005/2-FBT」について

動物由来の遺伝子組換え食品について本年9月、日本政府が議長国となって特別部会が開かれ、これに関して標記文書によりコメントが求められています。消費者にとって重要な関心のある遺伝子組換え食品の議論について以下のように討議することを求めます。

記

1) 本文書は4月30日までのコメントを求めており、本連絡協議会においても3月29日の会合で実質的に討議し日本政府代表としての考え方に反映させていただきたい。担当する事務局は次の2つの文書を早急に日本語訳とし本委員にコメントを求めていただきたい。

①"REPORT" FAO/WHO Expert Consultation on the Safety Assessment of Foods Derived from Genetically Modified Animals, including Fish, Rome, 17-21 November 2003

②CL 2005/2-FBT

2) CL 2005/2-FBT 文書をみると、これまでの各国、国際NGOのコメントとして、特別部会の議論の対象として、遺伝子組換え動物（魚を含む）、クローン動物、生理活性（生物活性）物質、大量の遺伝子組換えを施した植物、バイオ医薬植物栽培、医薬品的効果のあるあるいはその他の食品外の物質を生み出す植物、未承認のGMOが混入していた場合の承認基準の設定、比較食品成分分析など（いずれも山浦 仮訳）が挙げられています。これらの用語の内容を早急に明示していただきたい。

3) CL 2005/2-FBT 文書では、議題となる対象範囲の設定、優先順位などのコメントが要請されています。これについては以下のように考えます。

遺伝子組換え食品が市場に蔓延するようになった現在、その表示や規制の強化が求められますが、これ以上の範囲の拡大には反対します。研究実績も十分になく、その安全性が懸念される遺伝子組換え体を今回の特別部会の議論の俎上にのせ社会的承認を取り付けよう

とすることなく、対象としてはせめて遺伝子組み換え動物（魚を含む）だけとすべきです。クローン動物一般を遺伝子組み換え生物の討議で論ずることは概念の外延が異なることから適当ではありません。

4) また対象範囲として、「未承認の GMO が混入していた場合の承認基準の設定」が取り挙げられようとしていますが、未承認の GMO はそもそも社会的に認められません。このような基準を策定すること自体に反対します。

5) 比較食品成分分析とは未だ曖昧な用語だと思われます。遺伝子組み換え動物の安全性評価にあたり、これまでの「実質的同等性」と同様の安全性評価に資するような分析法が提案される懸念もあり、提案者の意図を至急確認する必要があります。

6) 本年9月に開催される予定の本特別部会の開催要領を早急に国民に情報公開する必要があります。

7) 日本政府代表のテクニカルアドバイザーには本連絡協議会委員なども加える必要があります。

連絡先：東京都新宿区早稲田町7-5 日研ビル
日本消費者連盟事務局
電話 03-5155-4765 Fax 03-5155-4767